

令和 6 年第 2 回江差町議会定例会資料 No. 2

資料 9 : 江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業及び江差マース事業概要

【議案第 6 号関係】

… P 1

資料10 : コミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備概要

【議案第 6 号関係】

… P 3

＜令和6年第2回定例会＞江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業・江差マース事業

概要

＜所管課：まちづくり推進課＞

- ・江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、令和5年度から5年間の計画期間とする町の公共交通網の方向性を示す、江差町地域公共交通計画（以下「町計画」という。）の推進に関して協議する組織として交通事業者を中心に構成しており、協議会の運営等に係る経費については、令和6年第1回定例会により当初予算として計上。
- ・町計画に基づき、令和6年度での本格運行を開始する、サツドラホールディングス株式会社との官民連携による新たな交通サービス「江差マース」について、所要経費の追加補正を行うもの。

補正額

【補正予定額】

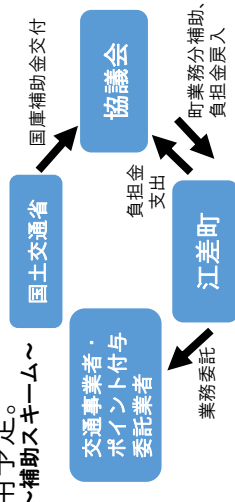
- ①江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業：15,169千円
 - ②江差マース事業（町による委託事業）：7,889千円
- }（全額一般財源）

【内訳】

- ①江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業
 - ・基礎調査・運営支援等：2,716千円
 - ・運行業務（運行委託費）：7,445千円（※）
 - ・江差EZOCAカードへのポイント付与：444千円（※）
- （※）町業務分として「江差マース事業」により計上し、所要額について町に支出
- ②江差マース事業
 - ・運行業務（運行委託費）：7,445千円
 - ・江差EZOCAカードへのポイント付与：444千円

国庫補助

- ・本事業の実施にあたって、国土交通省「地域内ファイダーシステム確保維持費国庫補助金」を活用予定。
- ・国庫補助金については、補助年度が「前年10月～9月」となっているため、令和6年度運行に係る補助金（令和7年4月交付）については、令和6年8、9月運行分のみ交付される。
- ・国庫補助金は、事業費確定後の精算払いとなることから、当該予算については国庫補助金を含む総額を一般財源として計上し、事業完了後、国庫補助金を含む負担金残額を町へ戻入する。



◇「コミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備」の概要◇

《まちづくり推進課》

- 【工事名等】
- ◇コミュニティプラザえさし自動火災報知設備設置工事
 - ◇コミュニティプラザえさし消防設備保守点検追加分

- 【工事概要】
- ◇受信機及び感知器設置、点検口追加、諸経費ほか
 - ◇設置個所：42箇所（下記設置個所詳細のとおり）
 - ◇工事期間：2か月程度

- 【補正額】
- 合計2,910千円（財源：全額一般財源）
 - ◇工事分：2,880千円
 - ◇消防設備保守点検追加分30千円

- 【設置個所詳細】
- 《1階》全33箇所（熱感知器32箇所、煙感知器1箇所）
 - ※露出設置18箇所・天井内設置15箇所

場所	種類	設置個数	備考
中庭ホール	熱感知器	2	
交流ホール1	熱感知器	2	
交流ホール2	熱感知器	2	
交流キッチン	熱感知器	2	
交流活動室	熱感知器	2	
事務室	熱感知器	4	受信機設置
トイレ	熱感知器	6	男女多目的各2
エントランス	煙感知器	1	
風除室	熱感知器	1	
バス待合	熱感知器	2	
収納1	熱感知器	1	
収納2	熱感知器	2	
備品庫	熱感知器	2	
裏玄関	熱感知器	2	
外部物置	熱感知器	2	
計		33	

- 《2階》全9箇所（熱感知器7箇所、煙感知器2箇所）
 - ※露出設置5箇所・天井内設置4箇所

場所	種類	設置個数	備考
シェアスペース	煙感知器	1	
シェアルーム	熱感知器	2	
廊下	熱感知器	1	
階段	煙感知器	1	
倉庫1	熱感知器	2	
倉庫2	熱感知器	2	
計		9	

- 《合計》全42箇所（熱感知器39箇所、煙感知器3箇所）
 - ※露出設置23箇所・天井内設置19箇所

◇コミュニティプラザえさし「エコー」の消防用設備の追加整備に係る経過
《まちづくり推進課》

年月日	内容
令和4年 2月14日	基本計画・基本設計委託（受託業者：㈱コムズワーク）
10月 3日	コムズワークから檜山振興局建設指導課へ確認 ・建築基準法上の用途、「集会場」に該当するかの確認
11月30日	基本設計業務完了 ・建築基準法上の「集会場」となるかは未確定 ・基本設計図には自動火災報知設備に関する記述
令和5年 1月31日	実施設計委託（受託業者：㈱コムズワーク）
2月15日	実施設計第1回打合せ協議（まちづくり推進課、建設水道課、コムズワーク） ・建築基準法上、集会施設ではあるが小規模であるため、「集会場」には該当しない建築物「町民センター」として進めることを確認
2月17日	建設水道課江差消防署に情報提供 ・実施設計の開始について ・基本設計段階の図面等の提出
2月27日	コムズワークから檜山振興局建設指導課へ確認 ・建築基準法上の用途、「集会場」に該当するかの再確認
5月23日	民間の指定確認検査機関へ建築確認申請 ・省エネ適合判定後、7月24日に審査開始
6月 8日	工事請負契約、建設工事着工
6月 9日	実施設計業務完了 ・建築基準法上、「集会場」ではなく「町民センター」として整理 ・実施設計図には自動火災報知設備の記載なし
6月12日	工事監理業務委託契約
7月26日	江差消防署において民間の指定確認検査機関からの建築基準法に基づく同意申請書を受理
7月26日	江差消防署より民間の指定確認検査機関へ同意書を通知
8月 3日	江差消防署よりまちづくり推進課へ通知書を発出 ・建築計画建物に係る消防用設備等及びその他の必要事項について ※通知書の課内及び関係課での共有なし
8月16日	民間の指定確認検査機関より確認済証の交付

年月日	内容
令和6年 2月～3月	消火器、灯油タンク、少量危険物、ボイラー等の個別の機器の設置に関する設置届の提出、江差消防署による検査
3月22日	建築基準法に基づく完了検査、検査済証の交付
3月25日	建設工事完了
5月24日	別用務でエコーを訪れた消防職員が自動火災報知設備などが設置されていないことを確認し、まちづくり推進課担当者へ連絡
5月27日	江差消防署によるエコーへの立入調査
5月28日	江差消防署よりまちづくり推進課へ通知書を発出 ・旧江光ビル跡地活用拠点施設エコーに係る消防用設備について
5月27日 ～29日	まちづくり推進課、建設水道課、江差消防署で対応について協議
5月31日	江差町より「防火対象物使用開始届出書」を提出 ・主要用途：町民センター
5月31日	江差消防署より「防火対象物使用開始検査済証」の交付 ・主要用途：町民センター
6月 1日	江差町より防火対象物用途変更届出書を提出 ・主要用途：集会場 に変更
6月 1日	江差消防署より「消防法施行令別表第一に係る用途変更区分について」の通知 ・用途変更に伴い設置が必要となる消防用設備等 ・設置までの間の措置
6月 4日	議会全員協議会で報告
6月 5日	設置までの措置の実施 ・「連動式火災警報器」「2連はしご」等の設置 ・避難訓練の実施
6月 5日	江差消防署より「防火対象物使用開始（変更）検査済証」の交付 ・主要用途：集会場
6月 6日	コミュニティプラザえさし供用開始